行政手続法適用

不利益処分の処分基準

処	分 名	勧告に従わない旨の公表
根拠沒	去令及び条項	計量法(平成4年法律第51号)第150条第1項
所 管	部 課 名	経済部産業観光課
	関係法令等及 び条項	_
処		商品量目立ち入り検査の結果、検査に合格しなかった商品について、口頭で訂正を指示。これに従わなかった場合に、その特定物象量の表記を抹消する。
分		法第150条 都道府県知事又は特定市町村の長は、第148条 第1項の規定により、その職員に、特定物象量が表記され た特定商品を経済産業省令で定めるところにより検査さ せた場合において、その特定物象量の誤差が量目公差を超 えるときは、その特定物象量の表記を抹消することができ る。
	基準	2 都道府県知事又は特定市町村の長は、前項の規定による 処分をするときは、その特定商品の所有者又は占有者に対 して、その理由を告知しなければならない。
基		
準		
	設定年月日	平成9年4月1日 最終変更年月日
備	考	